

千葉市 市民自治による まちづくり条例 － 解説書 －

まちづくりの主役は
“わたしたち”です！



千葉市の
まちづくりの条例
が生まれ
変わりました！

～ 目 次 ～

条例改正のポイント ～主に何が変わったの？～.....	1
はじめに.....	2
改正までの背景と主な取組.....	3
条例の構成.....	5
【 解 説 】	
前 文	6
第 1 条 目的.....	9
第 2 条 定義.....	10
第 3 条 まちづくりの基本理念.....	16
第 4 条 市民の役割.....	18
第 5 条 町内自治会の役割.....	22
第 6 条 市民活動団体の役割.....	24
第 7 条 地域運営委員会の役割.....	25
第 8 条 事業者の役割.....	27
第 9 条 市の責務.....	28
第10条 市民の自立的な活動の推進.....	30
第11条 協働の推進.....	32
第12条 市民参加の手続.....	33
第13条 パブリックコメント手続の対象.....	34
第14条 パブリックコメント手続の実施.....	36
第15条 附属機関の委員.....	38
第16条 市民の意向の把握.....	39
第17条 実施計画.....	40
第18条 実施状況の公表.....	40
第19条 推進会議の設置.....	41
第20条 所掌事務.....	42
第21条 組織.....	43
第22条 委任.....	44

条例改正のポイント ～主に何が変わったの？～

千葉市のまちづくりの条例が生まれ変わりました！

この機会に“わたしたち”も、できるところからまちづくりを始めてみませんか！？



名称が変わりました！

（旧条例）千葉市市民参加及び協働に関する条例



（新条例）**千葉市市民自治によるまちづくり条例** （2019年6月27日公布）
（2020年4月1日施行）



「市民自治」を定義しました！

（旧条例）①「市民参加」、②「協働」の2つの視点（市民自治の定義なし）



（新条例）①「市民参加」、②「協働」、③「**市民の自立的な活動**」
上記を3本柱とし、市民が地域の実情に合ったまちづくり
に取り組むことを“**市民自治**”と定義しました。



すべてのまちづくりを後押しするためのものです！

（旧条例）あくまでも“行政主導”の内容・考え方



（新条例）目指すべきは“**市民主体**”のまちづくり

既に活動を行っている方も、これから始める方も含めて、
市民の皆さんが行う**すべてのまちづくりを後押し**する
ためのものです。



親しみやすい条例をめざしました！

（新条例）表現を“**ます体**”に統一しました。

市民の皆さんにとって身近で親しみやすい条例となるよう、
条例全体の表現を“**ます体**”に統一しました。

はじめに

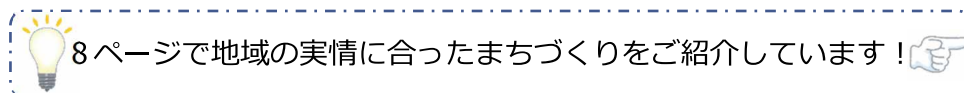
1 「市民自治によるまちづくり条例」とは？

市民が主体となって地域の実情に合った**まちづくり**に取り組むための**条例（ルール）**

わたしたちのまちのことは、

- ・わたしたちで考える
- ・わたしたちがつくっていく
- ・わたしたちが引き継いでいく

という、まちづくりに関する「**市民の役割**」や「**市の責務**」などを明確にした**市民自治によるまちづくりに関する基本ルール**です。



2 条例を改正した目的は？

- ・市民が**地域の実情に合ったまちづくり**に取り組む必要があるため
- ・市民のまちを良くするための**すべての活動の明確な根拠**とするため
- ・まちづくりの基本的な考え方を**市民と行政が再認識し、連携してまちづくりを進める**ため

これまでの行政主導から、“**市民主体**”のまちづくりに転換し、**将来に引き継ぎたいと思えるまちの実現**に向け、**まちづくりに取り組むすべての市民を後押し**するため、2008年に施行された「千葉市市民参加及び協働に関する条例（以下「旧条例」といいます。）」に修正と新たな規定を加えて改正しました。

3 「わたしたち」とは？

「わたしたち」＝「**市民**」＝「**まちづくりの担い手**」

条例では、前文に「**わたしたち**」を用いています。「わたしたち」という言葉は、「住民」、市外から千葉市に通勤・通学している「在勤・在学者」、市内で活動する「団体」、「企業」、「学校」など、**まちづくりの担い手となるすべて**を指しています。

4 条例の改正で何が変わる？

条例はまちづくりの**根拠** → 条例を**理解し、実践することが何より大切**

この条例は、すべてのまちづくりを後押しするためのものです。条例の改正によって、目に見えて何かがすぐ変わるものではありません。

条例の理念を、わたしたちみんなが理解し、実践していくことで、少しずつ、わたしたちの考える“将来に引き継ぎたいと思えるまち”に近付けることができます。

改正までの背景と主な取組

1 背景

わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していくためには、その地域の**“実情に合ったまちづくり”**を進める必要があります。

こうした背景に基づき、**市民が主体となったまちづくりを推進するために**、まちづくりに関する条例の検討を始めました。当初は、「(仮称) 私のまちづくり条例」という新しい条例を制定することを検討していましたが、旧条例との関係性を整理した結果、旧条例を改正するということにしました。

2 主な取組

条例の改正までには、“**100 人規模の大ワークショップ**” や “**市民主役のまちづくりの実現に向けた検討会（市民プロジェクトチーム）**” などを経て、多くの意見を取り入れられました。



▲ 100 人規模の大ワークショップ



▲ 市民プロジェクトチーム

<わたしたちの取組とこれまでの経緯>

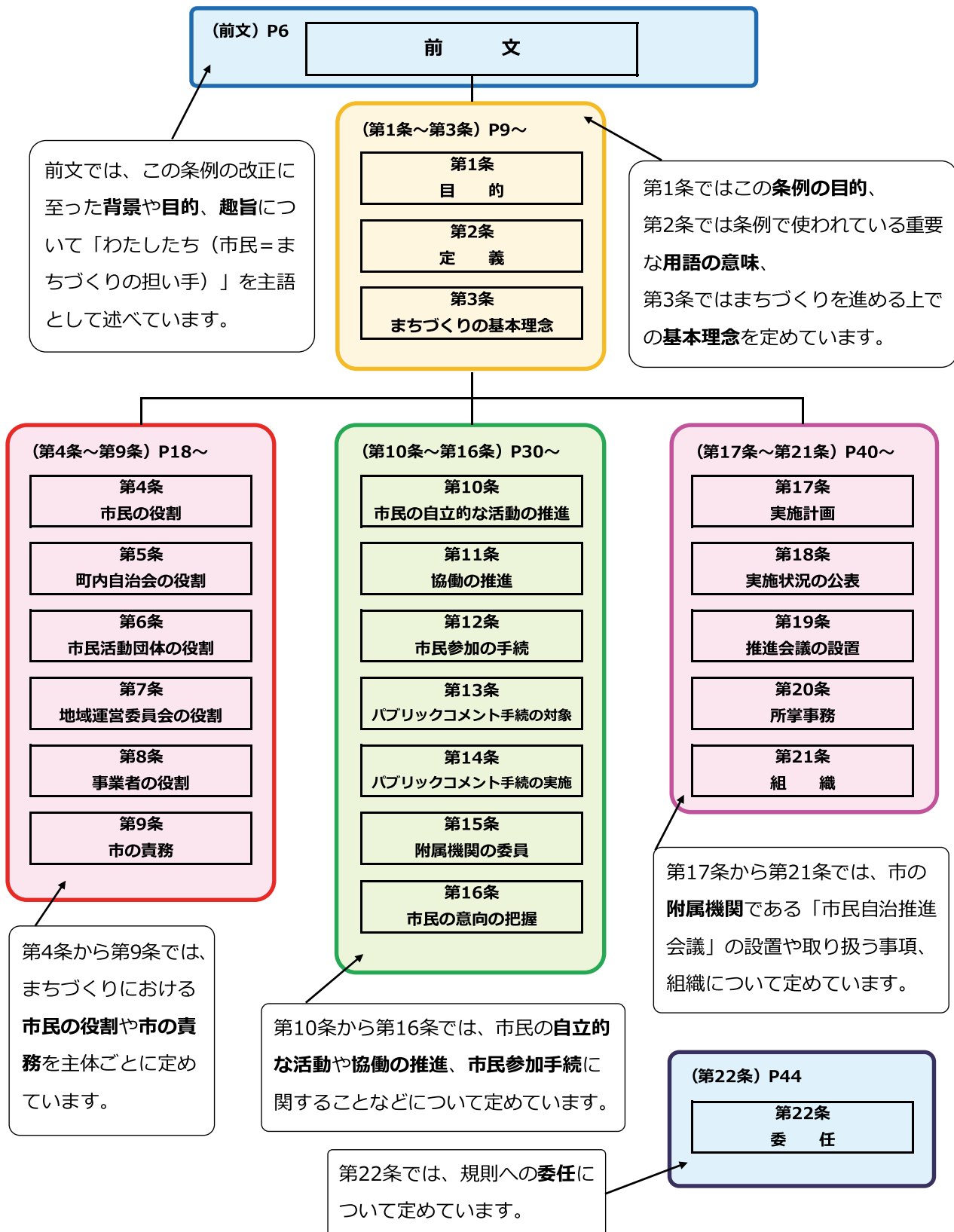
年	月	取組	説明
2014	12	市職員によるプロジェクトチーム（～3月。計6回）	「（仮称）私のまちづくり条例」制定に向けた取組が始まりました。
2015	3	インターネットモニターアンケート	これらの取組を通じてわたしたちが提出した意見は、翌年に発足した「市民主役のまちづくりの実現に向けた検討会」に引き継がれ、条例案検討の下地となりました。
	7	無作為抽出の市民によるワークショップ（～10月。計4回）	
	11	市と団体との意見交換会やインタビュー（～3月。企業、大学、市民活動団体など計24団体）	
	12	100人規模の大ワークショップ（計2回）	
2016	2	「市民主役のまちづくりの実現に向けた検討会（市民プロジェクトチーム）」（～7月。計7回）	わたしたちのうち、主に「100人規模の大ワークショップ」などに参加した人で構成され、条例の概要などを検討しました。
	3	市から「市民参加協働推進会議」へ「（仮称）私のまちづくり条例」に規定する内容について諮問	「市民参加協働推進会議」は、有識者や公募による市民で構成された組織で、市の市民参加と協働の推進について調査審議するために設置されました。 また、「諮問（しもん）」とは、有識者や一定の機関に意見を求めることをいいます。
	6	「市民参加協働推進会議」による条例の概要（案）への意見募集	意見提出者数：5人 意見数：20件
	8	「市民主役のまちづくりの実現に向けた検討会」から市へ提言書を提出	計7回の検討結果をまとめた提言書を市へ提出しました。 「提言」とは、考えや意見を提示することをいいます。
	10	「市民参加協働推進会議」から市へ答申書を提出	諮問に対する答申書を市へ提出しました。 「答申」とは、諮問に対し意見を申し述べることをいいます。
2017		答申に基づく検討	前年の答申に基づき、市は条文の検討や旧条例との関係性の整理を進めました。
2018	3	条例改正による対応	前年の検討の結果、市は新たな条例の制定ではなく、旧条例で定められている「市民参加」と「協働」に「市民の自主的な活動」を加えて「市民自治」とする改正により対応することとし、市民参加協働推進会議に報告しました。
2019	3	パブリックコメント手続の実施	意見提出者数：2人 意見数：9件
	6	条例改正案可決	千葉市議会令和元年第2回定例会にて可決されました。



2020年4月1日 「千葉市市民自治によるまちづくり条例」 施行

条例の構成

- この条例は、「前文」と「5つのグループ」で構成されています。



前 文

地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の広がりを背景として、市は、市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、わたしたち（市内に住むもの、市内で働くものと学ぶものや市内で活動する団体、企業、学校等）は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を発揮するようになりました。

一方、わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、わたしたちが地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があります、自ら地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。

そこで、わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、情報を収集し、知識を得て、それらを活用します。そして、市とともにできることを話し合い、できないことや本当に必要なことを発信し、共有し、地域と緩やかなつながりを持って、ほどよい「おせっかいの精神」で助け合うことを目指します。

わたしたちは、一人一人がこれらの想いを共有し、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、わたしたちが主体となり、地域の実情に合ったまちづくりにできるところから取り組みます。そして、次の世代のために、誇りと愛着を持ち、幸せを感じながら安全安心に住み続けることができ、人と人とのつながりを感じることができる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

前文に込めた思い

すべては“将来に引き継ぎたいと思えるまち”を実現するため

キーワードは“わたしたち”と“ジブンゴト”

- まちづくりの**出発点はわたしたち自身**であり、地域の課題を“ジブンゴト”として捉えます。そして、“ほどよい「おせっかいの精神」”で助け合います。そうした想いをわたしたち一人一人が共有し、**できるところからまちづくりに取り組んでいきます。**

解 説

POINT

- まちづくりの主演は、“わたしたち”です！
- “わたしたち”＝まちづくりの担い手すべて
- 地域の課題を“ジブンゴト”に！
- ほどよい“おせっかいの精神”で！

前文とは、旧条例の改正に至った背景や目的、趣旨を明らかにするものです。検討過程でのわたしたちの想いや考えを、可能な限り盛り込みました。第 1 段落と第 2 段落では旧条例の改正に至った背景やわたしたちを取り巻く課題、第 3 段落ではわたしたちがまちづくりに取り組む方法、第 4 段落ではわたしたちの決意をそれぞれ述べています。

第 2・4 段落に出てくる「地域の実情に合ったまちづくり」とは、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現につながるまちづくりの姿を表した言葉です。前文では、社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけで課題の解決を図るのが困難になっているとしていますが、その理由の一つに行政サービスが持つ特徴が挙げられます。行政サービスは、内容が公平であることが重視され、画一的なものとなりがちです。そのため、地域ごとに異なるニーズや課題解決の優先順位などに柔軟な対応を取りきれない場合があるのが現状です。そこで必要となってくるのが、「地域の実情に合ったまちづくり」です。**地域のことを一番よく理解しているのは、そこに住むわたしたちです。地域がどのような課題を抱え、どのような取組を必要としているのかをジブンゴトとして捉え、自ら考え、市民参加、協働又は自立的な活動により「地域の実情に合ったまちづくり」に取り組んでいきます。**

第 3 段落に出てくる「ジブンゴト」は、まちづくりに重要な要素である「地域に関心を持つこと」、「当事者意識を持つこと」、「課題の解決に主体的に取り組むこと」などを凝縮した言葉として使っています。漢字で表すとすれば「自分事」ですが、目に付き、印象に残りやすくなるように、あえてカタカナ表記としています。

また、同じ段落の「ほどよい『おせっかいの精神』」は、隣近所に誰が住んでいるかも分からず、人と人との交流が希薄になってきている時代であるといわれている中、まちづくりを進めるためには、適度な距離感を保ちつつも、周囲への気遣いの精神を持つことが重要であることを表しています。

地域の実情に合ったまちづくり ～事例をご紹介します！～

わたしたちの地域では、様々な「地域の実情に合ったまちづくり」に取り組んでいます。実際の地域の取組事例として、幸町1丁目地区（美浜区）の取組をご紹介します。

地域の実情に合ったまちづくりのために「住民アンケート」を行うなど、地域の声をしっかりと把握した上で、様々な取組につなげています。

朝市の開催

周辺に食料品を買えるお店が少ないという声から、週に一度、地域の NPO 法人が中心となって**朝市を開催**しています。

新鮮な野菜や果物、お惣菜などを多く取り揃えており、**住民同士のふれあいの場**にもなっています。



交流サロンの運営

子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に集える場が欲しいという声から、**交流サロン**を開設しました。

地域のボランティアに支えられ、**地域の憩いの場**として、ほとんど毎日（日曜休館）開いています。コーヒー1杯 100 円。

お気軽にお立ち寄りください。



防犯パトロール隊

過去に車の盗難が頻発したことから、**防犯パトロール隊**を結成しました。

120 人規模のボランティアで編成され、**昼夜でのパトロール**が行われています。

犯罪発生件数がピーク時の 13%にまで減少し、その努力が実を結んでいます。



第1条 目 的

(目的)

第1条 この条例は、市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図り、もって市民自治を通じ「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。

解 説

POINT

➤ 条例の目的は、「**将来に引き継ぎたいと思えるまち**」の実現です！

「**将来に引き継ぎたいと思えるまち**」とは？

- ① 誇りと愛着を持てるまち
- ② 幸せを感じながら安全安心に住み続けられるまち
- ③ 人と人とのつながりを感じられるまち

この条例は、市民参加・協働・自立的な活動による地域の実情に合ったまちづくりを通じて「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的としています。



第2条 定義

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意義は、次のように定めます。

- (1) まちづくり 社会の課題の解決を図り、より住みやすい社会を形成することをいいます。
- (2) 市民自治 市民が市民参加、協働又は自立的な活動により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいいます。
- (3) 市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいいます。
- (4) 協働 市民と市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいいます。
- (5) 町内自治会 一定の地域に住む市民によって自主的に構成された団体で、自分たちの地域をより良くするために活動するものをいいます。
- (6) 市民活動団体 営利を目的とせず、社会をより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体をいいます。
- (7) 地域運営委員会 小学校区や中学校区などの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成される組織で、地域に住む市民の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるためのものをいいます。
- (8) 事業者 市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体（町内自治会、市民活動団体と地域運営委員会を除きます。）又は個人をいいます。
- (9) 市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と病院事業管理者をいいます。
- (10) パブリックコメント手続 市の施策（議会の議決を要するものにあつては、その案をいいます。以下この号と第13条第1項において同じです。）の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいいます。

解 説

この条例で使われている用語の意味を定めています。

なお、「市民」とは、「わたしたち」、つまり、「まちづくりの担い手」を意味していますが、状況によって内容が異なる場合があります。単に市内に住む「住民」のこの場合もあれば、市外から千葉市に通勤・通学している「在勤・在学者」、市内で活動する「市民活動団体・事業者」などが含まれる場合もあります。

(1) まちづくり

POINT

- 「まちづくり」とは、わたしたちが**住みよい社会をつくること**です！
- **自分の住む地域に関心を持つこと**が第一歩です。
- 肩肘張らず、**できるところから**取り組みましょう！

「まちづくり」とは、わたしたちが**住みよい社会をつくること**をいいます。一人一人が「まちづくり」に取り組み続けることで、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現につながります。「そんなことを言われても、具体的に何をすれば良いか分からない」という方は、**まずは自分の住む地域に関心を持つこと**から始めましょう。地域に目を向け、課題に気づき、**ジブンゴトとして**課題の解決を行っていくというように、段階的にまちづくりに取り組んでいきましょう。



19ページで地域に関心を持つきっかけの一例をご紹介します！



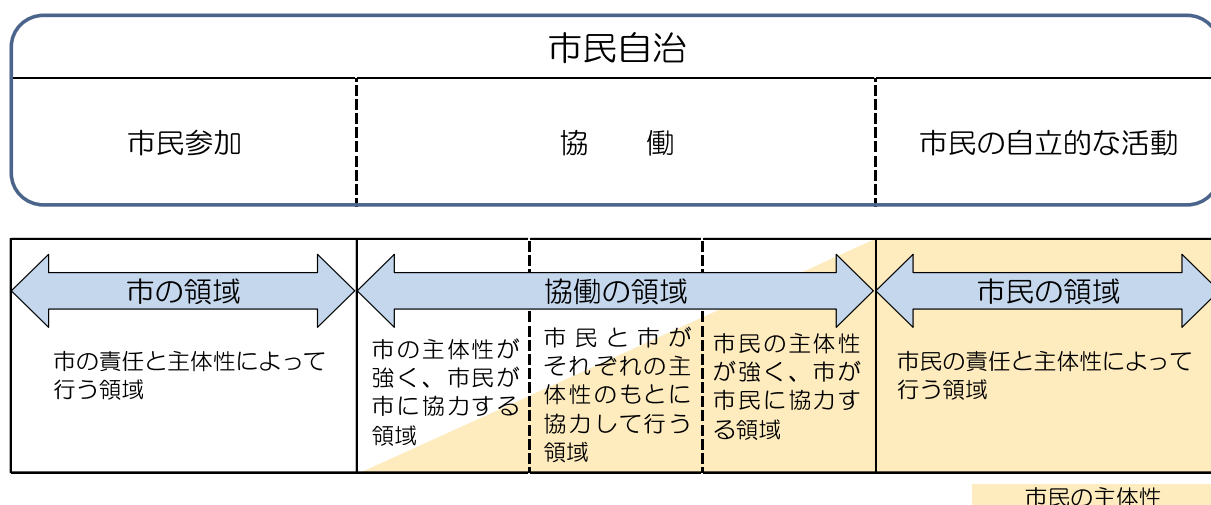
また、取り組む課題は身近なものからでよいです。日常生活で感じた「もっとこうだったらいいのにな」「ここを改善したい」ということへの取組一つ一つが、住みよい社会をつくることにつながります。まずは肩肘を張らず、それぞれが**できるところから取り組むこと**が重要です。



(2) 市民自治

市は、旧条例で市民参加と協働を推進してきましたが、いずれも行政主導の仕組みであり、わたしたちが主体となる活動については定めていませんでした。

そこで、旧条例に定める**市民参加と協働**に、わたしたち市民が主体の課題解決への取組を意味する「**市民の自立的な活動**」を加えて、わたしたちが地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことを「**市民自治**」として新たに規定しました。



(3) 市民参加

「**市民参加**」は、市の様々な施策にわたしたちの意思を反映するために、**市からの求めに応じて意見を述べたり、自発的に提案したりすること**をいいます。

具体的な市民参加の手続には、パブリックコメント手続やワークショップ、アンケート調査などがあります。

(4) 協働

「**協働**」とは、わたしたちと市が同じ目的の達成のために**互いに協力**したり、足りない部分を**補い合ったり**することをいい、コラボレーション（コラボ）と呼ばれることもあります。

互いに違う分野で活動する者同士の協働を成功させるためには、それぞれが役割と責任を自覚し、主体性を持ち、互いの自主性を尊重しながら取り組んでいくことが重要です。

(5) 町内自治会

「**町内自治会**」は、わたしたちのうち、**同じ地域の住民によって構成される**、最も身近な団体です。防犯・防災活動、ごみステーションの管理や地域清掃、行政情報の回覧や親睦行事の開催など、地域をより良くし、**地域での結びつきを深めるために**、様々な活動に取り組んでいます。

少子高齢化がますます進む中、誰もが明るく健やかに暮らし、地域の諸問題を解決していくためには、**町内自治会の力が必要**です。

(6) 市民活動団体

「**市民活動団体**」には、法人格を持つ特定非営利活動法人（NPO法人）、非営利型の一般社団法人・一般財団法人、法人格を持たない任意団体などがあります。

市民活動団体は、わたしたちのうち、その**活動目的に賛同するメンバーで構成**されています。各団体がテーマを持って活動しているのが特徴で、**テーマに関する情報・知識、専門性などを生かして活動**に取り組んでいます。

(7) 地域運営委員会

POINT

➤ 「**地域運営委員会**」とは？

わたしたちの地域で活動する**様々な団体が一緒に考え、課題の解決に取り組む組織**です！

各団体の**情報共有**や、単独では解決が難しかった**課題を解決する糸口**となるなど、**活動の強化**につながります。

これまでは、わたしたちの地域の様々な団体が、それぞれ個別に防犯や高齢者支援などの目的に応じて活動することで、まちづくりに取り組んできました。一方、地域の課題の多様化に、高齢化などによる活動の担い手不足も加わり、各団体の負担は年々増えています。

こうした現状に対応するため、2013年度から内閣府で「共助社会づくり」の推進に向けた検討が進められました。千葉市でも、地域課題への対応には地域での共助がより重要なことから、2014年度に、わたしたちの地域の様々な団体が連携して、「助けあい、支えあい」を目指すための仕組みづくりとして「地域運営委員会」がスタートしました。

「地域運営委員会」は、以下の5団体が必須の構成団体となります。

①地区町内自治会連絡協議会、②社会福祉協議会地区部会、

③地区民生委員・児童委員協議会、④中学校区青少年育成委員会、⑤地区スポーツ振興会
これらの団体のほか、地域の実情に応じて市民活動団体、事業者など様々な団体が構成団体となり、協力してまちづくりに取り組んでいます。

わたしたちの地域の様々な団体が連携することで、新たな地域活動への取組が期待できます。また、新たな取組まで至らなくても、各団体の情報共有や、それぞれの団体の強みを生かすことにより、単独では解決が難しかった課題を解決する糸口となるなど活動の強化につながります。

地域をより住みやすくしていくためには、各団体のそれぞれの活動に加え、各団体が持つ知識・技術・実践力を持ち寄り、手を取り合ってまちづくりに取り組んでいくことが重要です。わたしたちの地域で活動する**様々な団体が一緒に考え、課題の解決に取り組む組織**が「地域運営委員会」です。

地域運営委員会のご紹介 ～様々な団体が協力しています！～

日々まちづくりに取り組んでいる地域運営委員会の中から、構成する団体の数や分野が多く、活動がとても盛んな松ヶ丘中学校地区地域運営委員会（中央区）をご紹介します。

様々な団体の協力

この地域運営委員会は、40を超える多様な団体で構成されています。幅広い分野での情報の共有ができる体制が整っており、必要に応じて協力し、多くの取組を行っています。

【団体の例】 ・幼稚園、小中高校、大学
・福祉施設 ・病院 ・民間企業 など

取組事例

- ・こども食堂
- ・認知症に関する講座や訓練
- ・ふるさとまつり
- ・健康増進イベント など



こども食堂

(8) 事業者

わたしたちのうち、**市内に事務所・事業所を置いて事業を行っている法人、団体や個人**をいいます。株式会社、個人事業主、学校などが該当します。ただし、町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会は、この条で別に定義しているため、ここには含まれません。

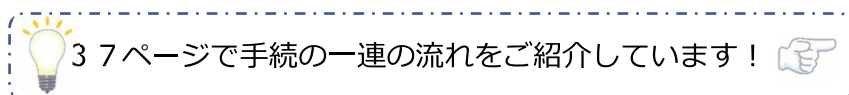
(9) 市長等

「市長等」は、市民参加手続等を行う市の機関です。地方自治法により独立して事務を管理執行する権限を持つ執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と、消防組織法等により広範な権限を持つ消防長及び地方公営企業法により業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する病院事業管理者としています。

(10) パブリックコメント手続

「パブリックコメント手続」とは、市が重要な施策を案の段階で広く公表し、**わたしたちから意見を募集**し、提出された意見を考慮して意思決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表するまでの一連の手続をいいます。

この手続は、市民参加の手続の一つで、市が重要な施策を決めていく上で透明性の向上を図り、市民参加を推進することを目的として実施されています。



第3条 まちづくりの基本理念

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりの基本は、市民一人一人が地域の実情に合わせて、市民参加と協働に取り組むことと、できるところから自立的に活動して取り組むこととし、次のことを考慮して行うこととします。

- (1) 市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重すること。
- (2) 年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、多くの市民が、地域や市政に関心を持ち、地域の課題に加え社会の課題（以下「地域の課題等」といいます。）に気付き、参加し、活動すること。
- (3) 市民相互や市民と市が、それぞれの役割を理解し、協力すること。
- (4) 市民相互や市民と市が、情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深められるようにすること。

解 説

POINT

➤ 「まちづくりの基本」は次の2つです！

わたしたち一人一人が地域の実情に合わせて

＜基本①＞ **市民参加と協働**に取り組むこと。

＜基本②＞ **できるところから自立的に活動**して取り組むこと。

わたしたちは、上の2つのことを基本としてまちづくりに取り組みます。その際は、次の4つのことを意識して行います。

- (1) わたしたちの豊かな知識、社会経験、創造的な活動が尊重されること。

わたしたち一人一人の状況や活動する分野が違うからこそ、多様な考え方や視点があり、それらを尊重することで、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現につながると考えます。

(2) わたしたちが、地域や市政に関心を持ち、地域の課題等に気づき、参加し、活動すること。

わたしたちが、まずは自分の地域などに目を向け、課題に気づき、ジブンゴトとして、できるところから課題の解決に取り組んでいくこと、そして、徐々にその目を広く社会へ向けていき、社会全体の課題の解決へと取組を広げていくことが重要です。

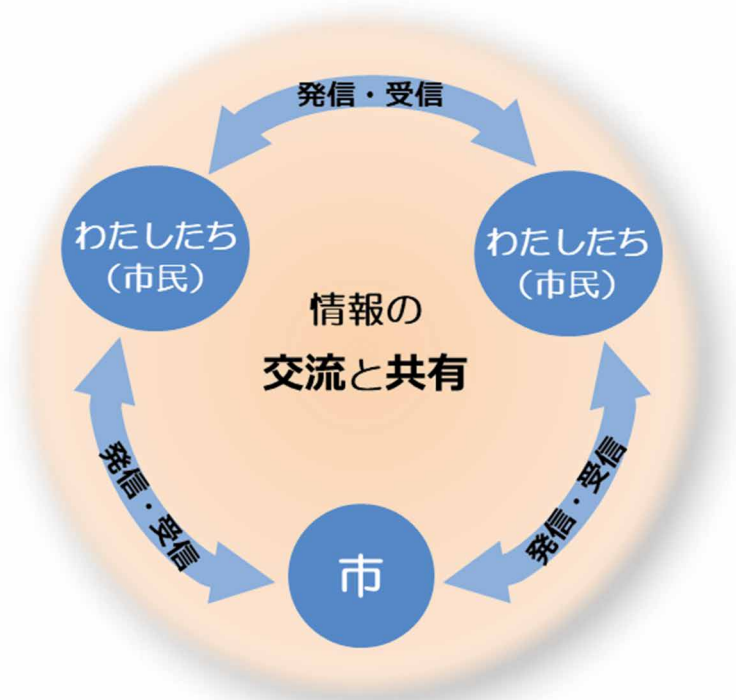
(3) わたしたちや市が、それぞれの役割を理解し、協力すること。

行政サービスだけではすべての課題の解決が難しくなっている中で、それらをわたしたちが相互に協力し合って解決するのか、わたしたちと市が協働により解決するのか、市に解決を委ねるのか、それぞれの役割はどうあるべきかを考え理解していくこと、また、相互に協力し合うことが大切です。

(4) わたしたちや市が、情報の交流や共有を進めること、また、それによって互いに信頼関係が深められることが必要であること。

情報の交流とは、どちらか一方ではなく、互いに情報のやり取りが行われることです。そうすることによって、わたしたちや市の情報の共有が促進されていきます。

情報の交流と共有のイメージ図



第4条 市民の役割

(市民の役割)

第4条 市民は、市民参加と協働の機会を積極的に活用するとともに、できることから自立的に活動するよう努めるものとします。

2 市民は、地域や市政に関心を持ち、地域の課題等に気づき、積極的に情報を収集し、知識を得るとともに、市民自治を通じて地域の課題等の解決に主体的に取り組むよう努めるものとします。

3 市民は、市民自治を行うに当たり、地域の一員として自らの発言や行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとします。

4 市民は、地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くよう努めるものとします。

5 市民は、まちづくりにおける町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会その他の団体の活動の重要性を理解し、その活動にできることから取り組み、協力するよう努めるものとします。

6 市民は、協働や自立的な活動の継続と発展に向け、必要なものを考え、探すとともに、行動して創り出すよう努めるものとします。

7 市民は、協働や自立的な活動を行うに当たり、自ら解決できない課題や、課題解決に足りないことがあれば、それらを発信するよう努めるものとします。

解 説

POINT

➤ わたしたち「市民」の主な役割は、次のことに努めることです。

＜役割①＞ **市民参加と協働の機会を積極的に活用**すること。

＜役割②＞ **できることから自立的に活動**すること。

＜役割③＞ **地域や市政に関心**を持つこと。⇒**まちづくりの第一歩**です。

＜役割④＞ **地域と緩やかにつながり**を持つこと。⇒**まちづくりの輪**が広がります。

この条例は第4条から第8条までで、まちづくりの各主体の役割を定めていますが、文末をすべて「努めるものとします。」という表現に統一しています。これは、まちづくりは強制されるものではなく、**それぞれができるところから取り組んでいくものであるということ**を前提としているためです。

- 1 市の責務を「**市民参加や協働の機会**を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努める」こととしていますが、その機会の**積極的な活用**に努めることをわたしたちの役割としています。

また、**自立的な活動**については、基本理念に基づき、**できるところから活動**することが重要です。

- 2 わたしたちの役割の一つとして、**地域や市政に関心を持つこと**を挙げています。まずはわたしたち一人一人が自分の地域に関心を持つことがまちづくりの第一歩です。地域に関心を持つことで、その課題に気づき、ジブンゴトの意識を持って情報を収集し、知識を得て、小さなことでもできるところから地域の実情に合ったまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

地域や市政に関心を！ ～まちづくりの第一歩～

地域や市政に関心を持つことが、まちづくりの第一歩です。とはいえ、その一歩目がなかなか踏み出せないものです。ここでは、どなたでも気軽にできる一歩目の踏み出し方をご紹介します。

地域の行事に参加してみませんか？

地域では、夏祭りや運動会など様々な行事を行っています。行事への参加が地域に興味を持つきっかけとなることがあります。行事の情報は、地域の広報板などで確認してみましょう。



「市政だより」を活用してみませんか？

「市政だより」は、毎月1日に市が発行している広報紙です。市からの様々なお知らせや、市内の催しなどの情報が掲載されています。発行日の前月下旬ごろに市内全戸に届けられています。



3 市民自治を行う上では、**わたしたちが地域の一員であることを自覚**し、自らの発言や行動に責任を持つことが大切です。また、地域の課題を解決するためには、わたしたちが連携・協力することが必要であり、お互いの意見の一致を図ることが重要です。

4 近年、地域における人と人とのつながりが希薄であるといわれています。日常で何か困りごとが起きた場合、あるいは災害などの緊急時や地域の課題の解決に取り組む場合など、自分自身又は自分の家族だけではどうすることもできないことがあります。そのため、わたしたちは、例えば**日頃のあいさつ**や**地域の防災訓練**などを通じて地域と緩やかにつながりを持って、いざという時に助け合えるような信頼関係を築くことが重要です。



5 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会その他の団体は、いずれも加入を強制されるものではありません。しかし、これらの団体の活動は地域の親睦、防犯、防災など様々な分野で住民の暮らしに関わっており、まちづくりの重要な役割を果たしています。

わたしたちは、まちづくりにおける各種団体の活動に目を向けて、できるところから活動へ参加・協力することが大切です。

6 まちづくりの取組が形になってきたら、わたしたちは、どうしたらもっと良くなるのかを考え、取組の継続や更なる発展に向けて主体的に行動することが重要です。

7 わたしたちが、自ら解決できない課題や、課題解決に足りないことを発信することも情報共有です。発信された情報を受けたわたしたちの仲間や市が、適切に支援・協力ができるよう、具体的な情報を発信することも大切です。

ちばレポ ～身近な「こまった」をジブンゴトに～



ちばレポは、わたしたちと市をつなぐ、まちづくりの新しいカタチです。
地域で起きている課題を、スマートフォンのアプリを通じてわたしたちの仲間や市と共有し、解決に取り組みます。買い物帰りや散歩中のちょっとした行動が、まちづくりに大いに役立ちます。

①こまったレポート

道路の傷みや公園の遊具への落書きなど、わたしたちが見つけた「こまった」を共有する仕組みです。「こまった」は、市が解決するだけでなく、わたしたちの力で解決を図る場合もあります。

②かいけつレポート

ごみ拾いや草刈りなど、わたしたちが自分で解決した地域の課題を共有する仕組みです。わたしたちの仲間の取組を知ること、まちが良くなる様子が分かるだけでなく、自分にもできることが見つかるかもしれません。

③テーマレポート

道路照明の不点灯箇所の調査など、市から投げかけられたテーマに沿ってレポートするものです。テーマを絞ることで、集中して課題を見つけることができます。桜の名所や身近な生き物さがしなどの親しみやすいテーマを募集することもあります。

まずは、ちばレポのアプリをダウンロードしてみませんか？

ダウンロードはこちらから ⇒ 【iOS 用】



【Android 用】



第5条 町内自治会の役割

(町内自治会の役割)

第5条 町内自治会は、地域における市民相互の交流や親睦を図る活動に努めるものとします。

2 町内自治会は、市に加え地域で活動する市民活動団体や事業者との連携を深め、身近な地域の課題の解決に取り組むよう努めるものとします。

3 町内自治会は、市民と市をつなぐ架け橋としての役割を認識し、市民の意見や市政に関する情報を収集するよう努めるものとします。

4 町内自治会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとします。

解 説

POINT

➤ わたしたちのうち「**町内自治会**」の主な役割は、次のことに努めることです。

＜役割①＞ 地域内の**交流や親睦**を図ること。⇒わたしたちが**緩やかなつながり**を持つきっかけになります。

＜役割②＞ **わたしたちの意見や市政に関する情報**を**収集し、発信**すること。
⇒わたしたちと**市のつなぎ役**です。

＜役割③＞ **自らの情報を発信**すること。⇒**活動の理解**への近道です。

1 「交流や親睦を図る活動」には、夏祭りや運動会などの行事のほか、子ども会・婦人会・老人クラブの活動、高齢者の見守り活動や交流会など多種多様な活動があります。これらの活動は、わたしたちの地域を住みやすくするだけでなく、犯罪防止や災害などの緊急時の助け合いにもつながります。

2 町内自治会は、わたしたちの地域をより良くするために日々活動に取り組んでいます。時には町内自治会だけでは解決できない課題に直面することもあります。そのような場合には市、地域で活動する市民活動団体・事業者などと連携を深め、課題の解決につなげることが大切です。

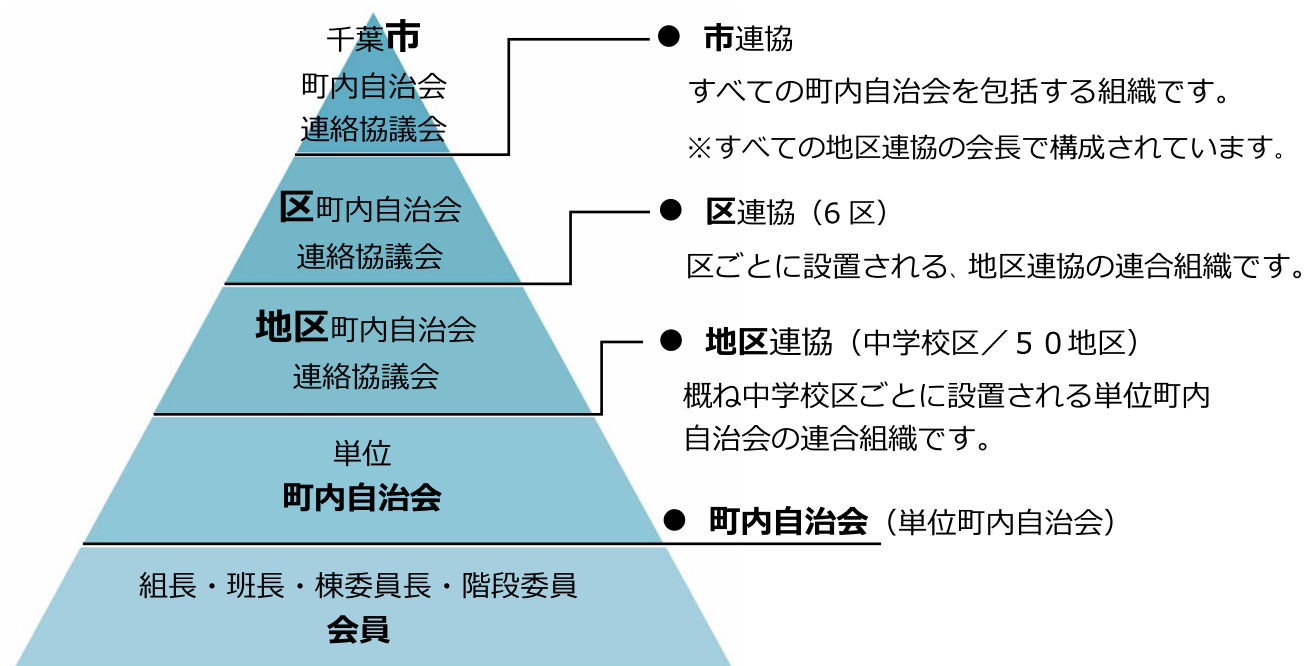
3 町内自治会には、地域の声を市に届ける役割や、市からの情報を回覧などでわたしたちへ知らせる役割があります。それらのわたしたちと市をつなぐ役割を、「架け橋」と表現しています。

4 町内自治会の重要性が高まる一方、加入率は年々低下しています。理由は様々ですが、「町内自治会が何をしているのかよくわからない」というのがその一つとして挙げられています。このため、活動への理解が深まるよう、広報紙や広報板などを使って活動のお知らせや報告など町内自治会に関する情報を発信することが重要です。

町内自治会連合組織図

千葉市の町内自治会の連合組織は、下の図のようなピラミッド型の構造をしています。

個別の地域だけにとどまらない大きな問題や市全体に影響する課題などに、力を合わせて取り組んでいます。



第6条 市民活動団体の役割

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、その活動する分野における情報と知識や専門性を生かし、地域の課題等の解決に努めるものとします。

2 市民活動団体は、地域の課題等の解決のために他の団体や市と連携や協力をするよう努めるものとします。

3 市民活動団体は、地域の課題等の解決のための情報収集や自らの活動に関する情報の発信に努めるものとします。

解 説

POINT

➤ わたしたちのうち「**市民活動団体**」の主な役割は、次のことに努めることです。

<役割①> **情報・知識、専門性**を生かしたまちづくりをすること。

<役割②> 地域の課題等の解決のために**情報収集**すること。

<役割③> **自らの情報を発信**すること。⇒**活動の理解**への近道です。

1 情報・知識、専門性を生かし、テーマに基づいて活動しているのがわたしたちのうちの市民活動団体の特徴です。活動する分野のスペシャリストとして、地域の課題等の解決に取り組んでいくことが大切です。

2 町内自治会と同様、市民活動団体だけでは解決できない課題があり、そうした場合には、町内自治会、他の市民活動団体、事業者、市などと連携・協力することが重要です。

3 地域の課題等の解決のためには、情報収集が大変重要です。特に、地域横断的な活動を行っている団体は、それぞれの地域に関する情報を収集しやすく、それらの情報を比較したり、参考にしたりすることで課題解決の糸口となることが考えられます。

また、町内自治会や他の市民活動団体などとの連携を円滑にするには、団体や活動内容が広く理解される必要があるため、活動内容などの情報を発信し、信頼を得ることも大切です。

第7条 地域運営委員会の役割

(地域運営委員会の役割)

第7条 地域運営委員会は、構成団体がそれぞれの活動をより円滑で効果的に行うことができるよう、構成団体間で活動内容を理解し、情報を共有するための環境づくりに努めるものとしします。

- 2 地域運営委員会は、地域の課題を調査し、把握し、その課題の解決のための企画等を立案し、他の団体や市と連携や協力をして具体的な取組を行うよう努めるものとしします。
- 3 地域運営委員会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとしします。
- 4 地域運営委員会は、必要に応じて自らや構成団体の事業の見直しを図るよう努めるものとしします。

解 説

POINT

➤ わたしたちのうち「**地域運営委員会**」の主な役割は、次のことに努めることです。

＜役割①＞ **構成団体間**でそれぞれの活動内容を理解し、**情報を共有**すること。

⇒**円滑な連携**につながります。

＜役割②＞ **地域の課題を調査し、把握**すること。⇒**適切な取組**につながります。

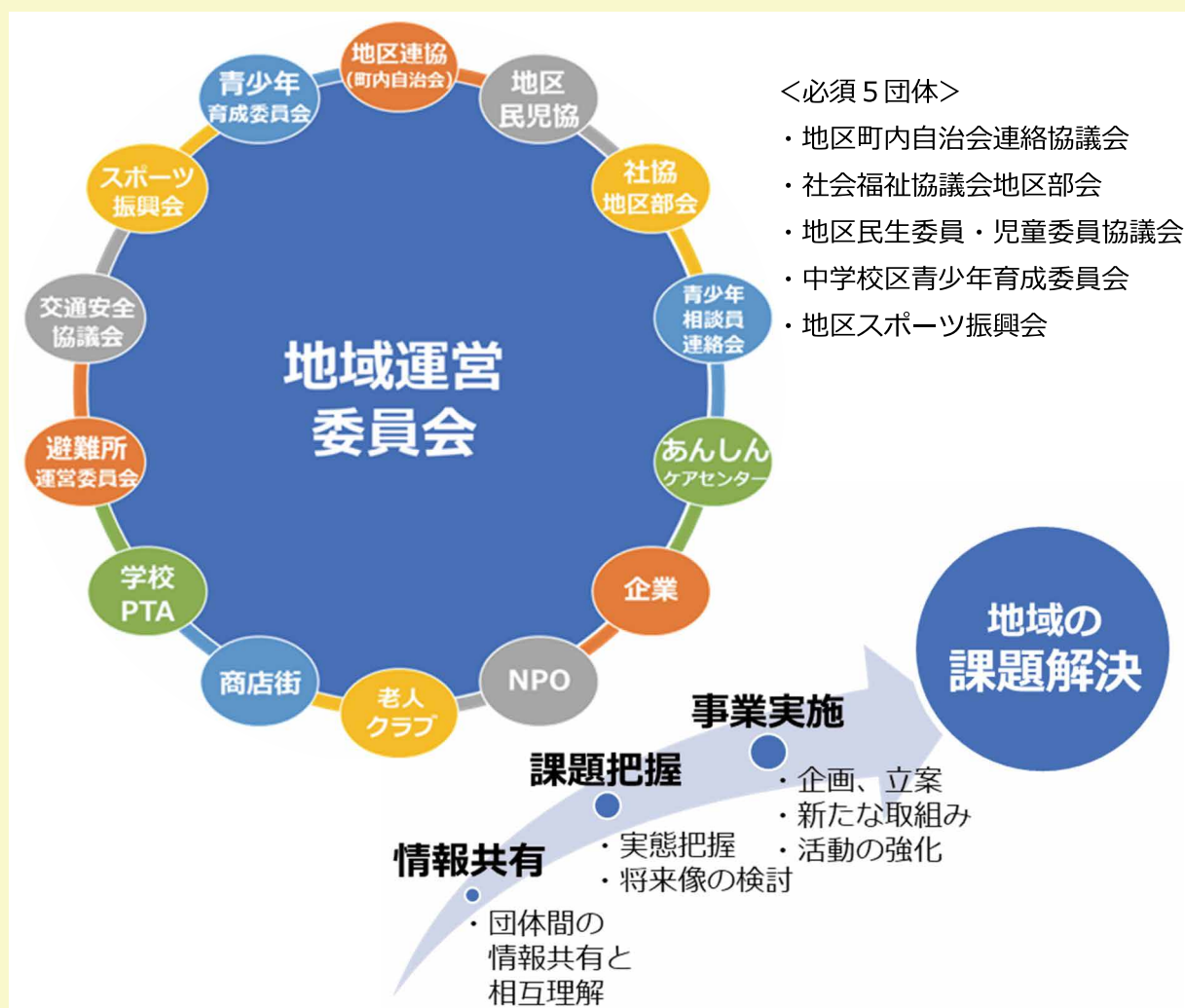
＜役割③＞ **自らの情報を発信**すること。⇒**活動の理解**への近道です。

- 1 地域運営委員会は、わたしたちの地域の様々な団体に構成されています。お互いに違う分野で活動する団体が円滑に連携していくためには、まずはお互いの活動内容や情報を共有することが重要です。
- 2 地域運営委員会は、わたしたちの地域の様々な団体が集まって構成されていることから、各構成団体が単独で取り組むよりも多様な課題に対応していくことができると考えられます。そのため、課題の解決につながる企画の立案や、他の団体との連携、市と協

働いた具体的な取組の実施などが大切です。具体的な取組を行うには、まず、地域の課題を調査・把握することが必要となりますが、そのための効果的な方法としては、地域に住む市民へのアンケートなどが挙げられます。

- 3 地域運営委員会が活動する上で、活動に関する情報を発信し、理解を得ることが重要です。
- 4 既存の取組の改善や強化などにつなげるため、地域運営委員会や構成団体の事業の見直しを図ることが大切です。

地域運営委員会のイメージ



第8条 事業者の役割

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域の一員としての認識を持ち、地域との調和を図り、その事務所又は事業所が所在する地域の活動や市が実施する市民自治の推進に関する施策に協力し、地域の課題等の解決に努めるものとします。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。

解 説

POINT

➤ わたしたちのうち「**事業者**」の主な役割は、次のことに努めることです。

<役割①> **地域の活動や市の施策に協力**すること。

⇒**事業者も地域の一員**です。

<役割②> **まちづくりに取り組む従業員に配慮**すること。

⇒**従業員も地域の一員**です。

1 事業者と地域には密接な関わりがあります。近年、事業の活動のほか、社会貢献活動として地域活動や行事へ参加したり、地域運営委員会の一員となったりしている事業者があります。事業者も、わたしたちの地域の一員として地域活動や市の施策に協力し、地域の課題等の解決に取り組んでいくことが重要です。

2 地域の一員である事業者のもとで働く従業員も各々が居住する地域の一員です。事業者は、地域の活動に参加する従業員に配慮することが大切です。

第9条 市の責務

(市の責務)

第9条 市は、市民の意見や提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めます。

2 市は、市民参加や協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めます。

3 市は、市民や市職員に対し、市民自治に関する啓発、研修等を行うことにより、その理解の促進や新たな担い手の発掘、育成に努めます。

4 市は、開かれた行政運営を目指し、情報を市民と共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見や提案に対し誠実に応答します。

5 市は、市民自治に対し、適切に支援するよう努めます。

6 市は、市民自治を推進するに当たっては、議会の権限や役割を尊重します。

解説

POINT

➤ わたしたちを支える「市」の主な責務は、次のとおりです。

＜責務①＞ **わたしたちの意見や提案を**的確に把握し、**市の施策に反映**させるよう努めること。

＜責務②＞ **市民参加や協働の機会を積極的に提供**するよう努めること。

＜責務③＞ わたしたちや市職員に**市民自治に関する啓発、研修等**を行うこと。

＜責務④＞ 市政に関する**情報を積極的に提供**し、わたしたちの**意見や提案に誠実に応答**すること。

＜責務⑤＞ **市民自治に対し、適切に支援**するよう努めること。

＜責務⑥＞ 市民自治の推進に当たり、**議会の権限や役割を尊重**すること。

- 1 市は、基本理念である、市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重した市民自治を推進するため、まず、市民参加を推進する観点から、わたしたちの意見や提案を的確に把握し、市の施策に反映させるよう努めなければなりません。また、協働を推進する観点から、多様なわたしたちの活動をまちづくりに生かすよう努めなければなりません。
- 2 わたしたちが、市民参加と協働の機会を積極的に活用できるように、市はその機会を積極的に提供すること、また、わたしたちがその機会を活用しやすくするための環境づくり（わたしたちが参加しやすい日時・場所の設定、協働を実施する際の場所の提供等）に努めなければなりません。
- 3 市は、わたしたちや市職員に市民自治の必要性や重要性について啓発、研修等を行うことにより、市民自治への理解の促進や新たなまちづくりの担い手の発掘、育成に努めなければなりません。
- 4 市は、開かれた行政運営を目指し、基本理念である情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深められるようにするため、市政に関する情報を積極的に提供し、わたしたちの意見や提案に対し誠実に応答しなければなりません。

すすむオープンデータ ～変わる情報公開のあり方～

「オープンデータ」とは、行政が持つデータのうち、コンピュータで読み取れる形式で、かつ、誰もが二次利用可能である旨の著作権意思表示を行い、公開されたデータのことです。市では、オープンデータ推進の意義を次のように考え、活用に関する取組を推進しています。

【オープンデータ推進の意義】 市政の透明性と信頼性の向上、市民生活の利便性の向上、市民協働の推進、新産業の創出・市内経済の活性化

- 5 市は、市民自治の推進のために、自らの役割を理解し、市民の自立的な活動、協働、市民参加の推進に適切に取り組むよう努めなければなりません。
- 6 市が、市民自治を推進するに当たり、地方自治制度の基本である代表民主制との調和を図っていくべきことを表したもので、条例や予算の議決権などの議会の権限や、選挙により選ばれるわたしたちの代表としての役割を尊重しながら市民自治を推進しなければなりません。

第10条 市民の自立的な活動の推進

(市民の自立的な活動の推進)

第10条 市は、市民の自立的な活動の推進に向けて次のことに取り組みます。

- (1) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の設立に必要な支援
- (2) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動が継続し、発展するために必要な支援
- (3) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動への市民の参加の促進
- (4) 市民相互の連携や協力のための調整
- (5) 市民相互や市民と市が情報や知識を共有するための機会の創出
- (6) その他市民の自立的な活動の推進のための措置

解 説

わたしたちの自立的な活動を推進するために市が取り組むことを定めています。

「市民の自立的な活動」とは、わたしたちが主体となってまちづくりに取り組むことを意味している言葉です。ただし、「自立」とは、わたしたちが市に頼ってはならないという意味ではなく、わたしたちが自ら考え、行動することです。

つまり、「市民の自立的な活動の推進」とは、市が、わたしたちが主体的に地域の実情に合ったまちづくりに取り組むための補助や手助けをすることを意味しています。

具体的には、市は町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の設立や活動の継続と発展に必要な支援をするだけでなく、それらの活動にわたしたちが参加することを促進します。また、市民相互の連携と協力のための調整のほか、市民相互や市民と市が情報や知識を共有するための機会の創出などに取り組みます。

市の取組事例 ～市民の自立的な活動の推進～

市民の自立的な活動の推進のための“市の取組”をご紹介します。

市民活動支援センター（愛称：ちばさぼ）



ちばさぼでは、これからボランティアやNPOなどの市民活動を始めようとする方への情報提供や相談対応のほか、様々な団体とのマッチングを図るなど、わたしたちの**自立的な活動を支援**してくれます。

わたしたちが自立的な活動をするための「**はじめの一步**」を**応援してくれる施設**です。どなたでも自由に入館でき、多くのサービスが無料です。気軽に利用しましょう。

【開館時間】

月曜～土曜
9:00～21:00
日曜・祝日
9:00～18:00

【連絡先】

〒260-0013
千葉市中央区中央 2-5-1
千葉中央ツインビル 2号館 9階
☎043-227-3081



住民アンケートのすすめ

自立的な活動と言っても、何をすれば良いのか分からない、そもそも地域にどんな課題があるか分からない、そのような場合にオススメしたいのが「**住民アンケート**」です。アンケートを行い、地域の実情やニーズを把握することで、取組に向けたヒントがきっと見つかります。

市のホームページに、アンケート作成のポイントがまとめたものが掲載されていますので、ぜひ活用しましょう。



千葉市 住民アンケート作成

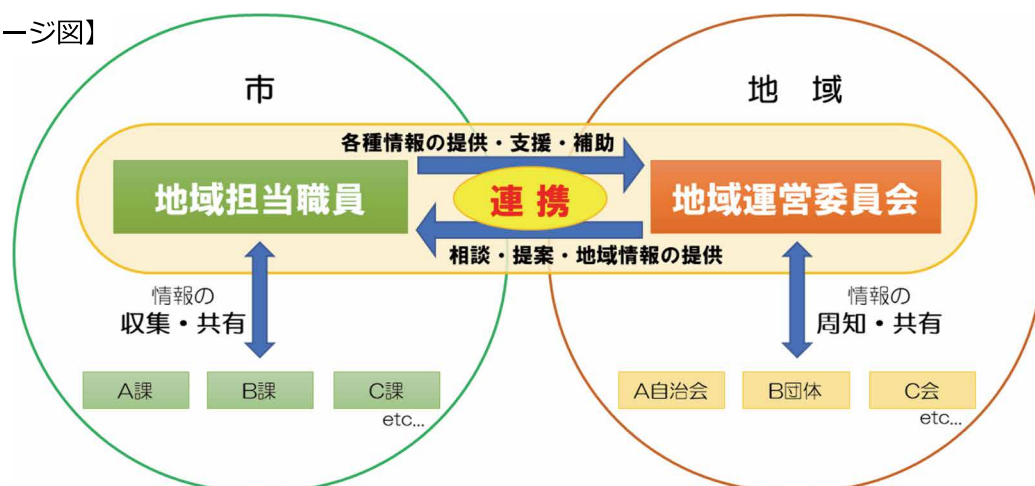
検索

地域担当職員

市では、地域運営委員会の窓口として各区に**地域担当職員**を配置しています。

地域と行政のつなぎ役として、地域の会合などに参加し、地域課題やニーズをわたしたちと共有するとともに、市政情報の提供などの支援を行っています。

【イメージ図】



第11条 協働の推進

(協働の推進)

第11条 市長等は、地域の課題等の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

解 説

市が協働を推進するにあたっての基本的な決まりごとなどを定めています。

1 市長等は、地域の課題等の解決のため、適切かつ効果的であると認められる協働の形態を選択し、実施するよう努めなければなりません。

協働の形態には、市の事業をわたしたちが実施する「委託」、わたしたちの事業に市が物的援助等を行う「支援」のほか、わたしたちと市との「共催」や「事業協力」などがあります。

2 市長等は、協働が円滑に推進されるために必要な措置を講じることとしています。

「必要な措置」としては、市職員向けのガイドラインの作成や協働事業提案制度などが考えられます。

協働推進の取組 ～協働事業提案制度～

市の協働推進の取組の一つに、「協働事業提案制度」があります。これは、社会貢献を目的とする市民活動団体や民間企業などが、多様な知識・経験を生かした事業提案を行い、市と協働で実施する制度です。事業提案はいつでも行えます。

協働事例：コープみらい食育プログラム・環境プログラム

【生活協同組合コープみらい×千葉市公民館（生涯学習振興課）】

幅広い世代の方に食や環境について考える機会を提供するため、朝ごはんの大切さを学ぶ「早寝、早起き、朝ごはん」や、身近な材料をエコ活用する「草木染め」などのプログラムを公民館で実施しました。

第12条 市民参加の手続

(市民参加の手続)

第12条 市長等は、パブリックコメント手続の実施、附属機関への付議、ワークショップ（市民と市長等又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいいます。）の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行と評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めます。

解 説

市が市民参加手続を実施するにあたっての基本的な決まりごとなどを定めています。

1 市民参加手続には、パブリックコメント手続の実施、附属機関への付議、ワークショップの開催など様々なものがあります。市長等は、どのタイミングでどの市民参加手続を実施するのが適切で効果的かを判断し、実施するよう努めなければなりません。

その他の市民参加手続は、千葉市市民自治によるまちづくり条例施行規則（以下「規則」といいます。）で意見交換会、意見募集、アンケート調査等としています。

2 市長等は、市民参加手続の実施時期について、実施しようとする手続に応じ、その結果を効果的に反映していく観点から、適切な時期の実施に努めなければなりません。

市民参加手続 ～附属機関とワークショップ～

パブリックコメント手続以外の市民参加手続もご紹介します。

附属機関への付議

附属機関とは、審査、諮問、調査等のため法律や条例に基づき設置される審査会・審議会等をいいます。附属機関への付議すべてが市民参加の手続となるものではありませんが、公募でわたしたちの中から委員が選任される附属機関への付議は、市民参加手続と捉えることができます。

ワークショップ

ワークショップとは、目標や課題解決に向け、参加者の対等な立場での議論や共同作業を通じて意見を集める市民参加手続です。市が新しい施策に取り組むにあたり、検討材料やアイデアを得たり、課題を発見したりするために開かれることが多く、5人から10人程度の複数のグループに分けて行うことが一般的です。この条例もワークショップなどで出された意見を下地として検討が進められました。

第13条 パブリックコメント手続の対象

(パブリックコメント手続の対象)

第13条 市長等は、次に掲げる施策（市長等の内部にのみ適用されるものを除きます。以下「対象施策」といいます。）についてパブリックコメント手続を実施しなければなりません。

- (1) 市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定又は変更
- (2) 市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、市長等が必要と認めるもの

2 次のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しません。

- (1) 緊急性又は迅速性を要するもの
- (2) 市長等に裁量の余地がないもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの
- (5) 附属機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って市長等が意思決定を行うもの
- (6) 軽微なもの

解 説

パブリックコメント手続の対象となる施策を定めています。

1 パブリックコメント手続の対象となる施策は、わたしたちの生活に及ぼす影響の大きさや、わたしたちの関心の度合いなどから、次のとおりとなっています。

※「市長等の内部にのみ適用されるもの」とは、市の組織や職員の勤務時間を定める条例など、市の内部にとどまり、わたしたちの生活に直接影響しないもののことです。

(1) 市の重要な計画・指針

【市政の基本的な施策や方針を定める計画や指針の例】

千葉市基本構想、千葉市新基本計画など

【各行政分野における基本的な施策や方針を定める計画や指針の例】

千葉市地域防犯計画、千葉市障害者計画、千葉市自動車公害防止計画、千葉市生涯学習推進計画など

※特定の地域のみを対象とするものや、個別具体的な事業に関するもの、毎年度策定する実施計画や事業計画のように単年度限りのものは該当しません。

(2) 市の重要な条例

【市政の基本的な施策や方針を定める条例の例】

千葉市情報公開条例、千葉市行政手続条例など

【各行政分野における基本的な施策や方針を定める条例の例】

千葉市自転車を活用したまちづくり条例、千葉市消費生活条例、千葉市男女共同参画ハーモニー条例、千葉市環境基本条例、千葉市都市景観条例など

【市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の例】

千葉市受動喫煙の防止に関する条例、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例、千葉市動物の愛護及び管理に関する条例、千葉市屋外広告物条例、千葉市火災予防条例など

(3) 市の重要な計画・指針や条例以外にも、広くわたしたちから意見の提出を求める必要があると市長等が判断したものは、パブリックコメント手続の対象としています。

- 2 パブリックコメント手続の対象に該当する施策であっても、緊急性や迅速性を要するもののよう、具体的な事情や内容から、手続を実施する合理性や必要性が認められないものや、手続の実施が適当でないものについては、手続の対象となりません。

第14条 パブリックコメント手続の実施

(パブリックコメント手続の実施)

第14条 市長等は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案（対象施策で定めようとする内容を示すものをいいます。以下同じです。）とこれに関連する資料を公表します。

2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければなりません。

3 市長等は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行います。

4 市長等は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要と提出された意見に対する市長等の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表します。

5 前条と前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定めます。

解 説

パブリックコメント手続を実施する際の手順等を定めています。

1 対象施策の案等の公表について定めています。

「対象施策の意思決定を行う前の適切な時期」とは、パブリックコメント手続の意義を踏まえ、市長等が対象施策の案等を公表するのにふさわしい時期であり、規則では、公表の日から起算して1か月以上の意見提出期間を設けることとしています。

「対象施策の案」とその概要、趣旨、目的、背景など、わたしたちが「対象施策の案」を理解するために必要な資料が公表されます。

2 市長等が公表する対象施策の案の内容が抽象的であったり不明瞭であったりすると、わたしたちが有益な意見を提出することができません。そのため、「具体的かつ明確な内容のもの」でなければならないと定めています。

3 わたしたちから提出された意見の取扱いについて定めています。

「考慮」とは、「よく考える」という意味であり、市長等は、提出された意見を対象施策の中に反映すべきかどうか、反映する場合にはどのように反映すべきかをよく検討した上で意思決定を行うこととしています。

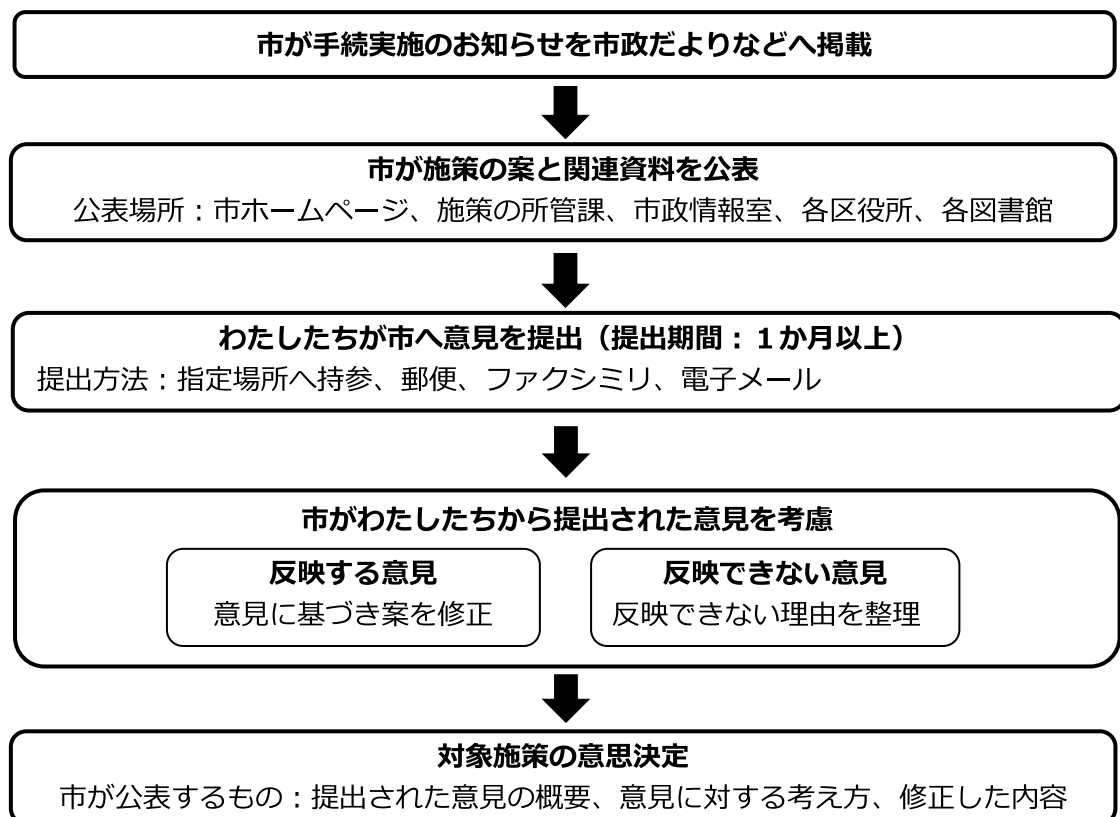
4 パブリックコメント手続の結果の公表について規定しています。

市長等が公表するものは、「提出された意見の概要」、「提出された意見に対する市長等の考え方」、「修正した内容（修正した場合のみ。）」です。ただし、千葉市情報公開条例で不開示情報とされているものは公表の対象になりません。

5 その他パブリックコメント手続の実施に必要な事項は、規則に定めることとしています。

パブリックコメント手続 ～わたしたちの意見を市へ～

パブリックコメント手続の一連の流れを簡単にご紹介します。



第15条 附属機関の委員

(附属機関の委員)

第15条 市長等は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めます。

解 説

市民参加を推進する観点から、附属機関の委員の選任に当たっての方針を定めています。

市長等は、附属機関の審議等の過程で多様な人材の意見が適切に反映されるよう、性別、他の附属機関における委員の兼職状況、年齢等についてできる限り配慮し、委員を選任するよう努めなければなりません。

また、わたしたちの参加意識を高め、審議等の過程における市民参加を推進するため、附属機関の委員に公募で選ばれた者が含まれるよう努めなければなりません。

ただし、すべての附属機関で委員を公募するものではありません。医療など専門性が高い内容を取り扱うものなどもあることから、委員を公募するかどうかは、附属機関が設置された目的や取り扱う内容などに応じて判断されます。

附属機関の委員 ～公募委員になるには～

わたしたちも市の附属機関の委員となって会議に参加することができます。委員になると、市の説明や議論を通じて、自分の興味や関心のある分野の情報を得たり、知識を深めたりすることができます。ここでは、委員になるまでの流れをご紹介します。

STEP 1 市政だよりなどを確認し、関心のある附属機関を探す。

附属機関が委員を公募するときは、市政だよりや市ホームページに募集案内が掲載されます。

STEP 2 応募する。

応募できるのは、次の要件をすべて満たす方です。

- (1) 本市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (2) 本市の他の附属機関の公募委員でないこと。※附属機関の掛け持ちはできません。
- (3) 本市の市議会議員又は職員でないこと。
- (4) その他、市長等が附属機関の設置目的、審議事項等に応じ、必要と認める要件

STEP 3 小論文や面接などの選考を受ける。

選考結果は全員に通知されます。

第16条 市民の意向の把握

（市民の意向の把握）

第16条 市長等は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めます。

解 説

市がわたしたちの意向を把握することについて定めています。

この条で定められている意向の把握は、市が広く市政に関するわたしたちの意向を把握することにより、市政に関する課題を分析・整理し、新たな施策の策定等に役立てていくものです。

その方法としては、実態調査などが挙げられ、具体的には「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」があります。



第17条 実施計画

(実施計画)

第17条 市長は、毎年度、市民自治を推進するための実施計画（以下「実施計画」といいます。）を定めます。

解 説

市民自治の取組を推進するための実施計画（以下「実施計画」といいます。）について定めています。

市民自治を推進するためには、市政全般にわたり総合的な取組が不可欠です。実施計画は、市がわたしたちへ毎年度の具体的な取組予定をお知らせするものとして定められるものです。

実施計画の内容は、規則に定める以下の5点です。

- ①市民参加の手続を実施する施策とその内容
- ②協働により実施する施策とその内容
- ③市民の自立的な活動を推進するための施策とその内容
- ④これら以外で市民自治を推進するために実施する施策
- ⑤その他市長が必要と認める事項

第18条 実施状況の公表

(実施状況の公表)

第18条 市長は、毎年度、実施計画とその実施状況を公表しなければなりません。

解 説

実施計画とその実施状況の公表について定めています。

わたしたちは、市から公表された毎年度の市の取組を知ること、市民自治に関する理解を深めることや、その機会を活用することができます。

内容は、市ホームページ、市政情報室、各区役所、各図書館などで見ることができます。

第19条 推進会議の設置

(推進会議の設置)

第19条 本市の市民自治の推進について調査審議するため、千葉市市民自治推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

解 説

千葉市の市民自治の推進について調査審議する附属機関として、千葉市市民自治推進会議を設置することを定めています。

市民自治を着実に推進していくためには、市の取組について、外部の専門的な見解やわたしたち市民の視点から確認し、建設的な意見が出されることにより取組を充実していくことが重要です。そのような役割を担う機関が推進会議です。



第20条 所掌事務

(所掌事務)

第20条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 実施計画の策定に関する事項
- (2) 実施計画の実施状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民自治に関する事項

2 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民自治の推進に関し、市長に意見を述べることができます。

解 説

推進会議で取り扱う事項について定めています。

1 推進会議で調査審議する対象について定めています。実施計画とその実施状況については、毎年度公表することとされていますが、公表に先立ち推進会議の調査審議が行われます。

また、実施計画に関する事項以外についても、市民自治に関する事項を必要に応じて調査審議できることとしています。

2 推進会議で市の取組について調査審議をした結果、改善すべき点があると判断した場合等に、市長に対し意見を述べるができることとしています。

第21条 組織

(組織)

第21条 推進会議は、委員12人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任します。

(1) 公募による市民

(2) 学識経験者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とします。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織や運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

解 説

推進会議の委員数や構成などの組織について定めています。

1 推進会議の委員数の上限を12人としています。

2 委員の構成を「公募による市民」、「学識経験者」、「市長が適当と認める者」としています。「市長が適当と認める者」とは、推進会議の設置の趣旨や取り扱う事項から、市民自治に関する活動に取り組んでいる方などが想定されます。

3 委員の任期を2年としています。

4 欠員が生じた場合の補欠委員の任期を、前任者の任期の残りの期間としています。

5 その他推進会議の組織や運営に必要な事項は規則に定めることとしています。

第22条 委任

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

解 説

この条例で定めているもの以外で条例の施行に必要な事項は、規則に定めることとして
います。

千葉市市民自治によるまちづくり条例

－解説書－

2020年4月

千葉市 市民局 市民自治推進部 市民自治推進課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

TEL 043-245-5664

E-mail jichi.CIC@city.chiba.lg.jp

HP <https://www.city.chiba.jp>

